

ご存じですか？

## 臓器提供の意思表示ができます

国民健康保険被保険者証で



### ▼臓器提供意思表示欄の記載内容

- 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。  
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他( )
- 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。  
腎臓・脾臓・眼球・その他( )
- 私は、臓器を提供しません。

(署名)

(署名年月日) / /

國民健康  
被保険者証

「臓器を提供したくない」という気持ちも、「提供したい」という気持ちも、その意思表示がなければどちらもかなえることができません。

脳死後や心臓が停止した死後の臓器提供について家族で話し合い、臓器提供に関する「自身の気持ちを記入しておきましょう。

**臓器移植Q & A**

Q 臓器提供の意思はどの時点でお伝えいいの？また、臓器提供について家族と話しておくほうがいいの？

A 臓器提供はあなたの最期を迎える方の選択肢の一つです。その時期にあなたの意思を主治医などに伝える必要がありますが、自分の言葉で意思を伝えることは出来ません。

あなたが尊重されるよう日ごろから臓器提供について家族と話し合い、その意思を被保険者証の臓器提供意思表示欄等に記入しておいてください。(ご家族がいない場合は本人が記入した意思表示が尊重されます)。

◆問い合わせ先  
⑤6578 有線⑥7784  
住民課 保険年金担当



10月1日から変わります！

## 乳幼児福祉医療費助成制度

●就学前のお子さんがおられる方は、受給券の更新手続きをお願いします

### ■受給券

滋賀県の乳幼児福祉医療費助成制度が10月診療分より一部改正されます。「これにより、「**福祉医療費受給券(乳幼児)**」の福祉番号と様式が新しく変わるため、現在お持ちの受給券が10月1日から利用できなくなります。

新しい受給券の更新手続については、対象となる方に申請書を送付しますので、9月中に忘れずに住民課で手続きをお願いします。

### ■対象者

平成12年4月2日以後に生まれた乳児(ただし、ほかの福祉医療費助成制度の対象となる乳幼児は除く)

### 【通院】

1 診療報酬明細書当たり500円  
(調剤報酬明細書には適用しない)

1日当たり1,000円  
(月額14,000円限度)

1日当たり1,000円  
(月額14,000円限度)

### 乳幼児福祉医療費助成制度の概要

#### 【現行】

	通院	入院
6歳	4歳児～就学前 (町制度)	出生～就学前 (県制度)
5歳		
4歳		
3歳		
2歳		
1歳		
出生	出生～3歳児 (県制度)	

#### 【改正後】

	通院	入院
6歳		
5歳		
4歳		
3歳		
2歳		
1歳		
出生	出生～就学前 (県制度)	出生～就学前 (県制度)

(町制度) (町制度)

※4歳児から就学前までの乳幼児の入院についても、受給券を利用できるようになります。

### ◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当  
⑤6578 有線⑥7784

